

目次

・表紙写真(下) / 「解放の夜明け」(石田雅男氏撮影)

発行にあたって 8

記録集の概要 9

第1章 入所者・退所者及び家族からの聞き取り

「入所者・退所者及び家族の声」をお読みになる前に

入所者・退所者及び家族の声

長島愛生園入所者

すべての望みを捨てよ	阿部はじめさん	13
仕事で芽生えた心の解放	岡山 幸枝さん	17
隔離からの解放	M・Iさん	19
母娘の思い	N・Iさん	23
母と来し恋愛道路	T・Iさん	25
長島猛虎会	Y・Iさん (T・Iさんの妻)	28
80年を生かされて	谷川 秋夫さん	29
観音開きの車	T・Hさん	33

気象観測の仕事に従事

M・Mさん

36

邑久光明園入所者

ささやかな幸せにも感謝

池田 一雄さん

39

治療薬の様々な思い出

岩本 元寿さん

43

今は県の「里帰り」が楽しみ

岩本 洋子さん (岩本 元寿さんの妻)

46

看護見習から看護される身へ

木下 一子さん

47

流転の日々を送った少女時代

梅津 里乃さん

49

自分を救った療養所

藤原 作夫さん

52

外島と光明園、社会での生活

芳山 智雄さん

55

家族

帰りは「神戸」の土産を持って

芳山 澄子さん (邑久光明園 芳山智雄さんの妻)

59

多磨全生園入所者

小笠原先生と身延

河田 正子さん

61

人間として生きていける姿

北 高さん

64

全生園を緑の森に

山下 十郎さん

68

駿河療養所入所者

在日とハンセン病の二重苦

M・Mさん

71

大島青松園入所者

今は望郷の想いも薄れて

米田 和子さん

75

菊池恵楓園入所者

宿泊拒否事件で味わった苦渋

M・Iさん

77

退所者

人生は七転び八起き

石橋 光次さん

80

「退所者の会」立ち上げ

T・Iさん

84

青春時代の苦悩と人生

T・Tさん

88

幾度となく襲う再発の恐怖

T・Hさん

90

「俺は絶対に出る」

T・Mさん

93

用語等解説 97

聞き取りの結果 107

第2章 ハンセン病問題の歴史的経緯

ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟における熊本地方裁判所の判断 (抜粋)

ハンセン病問題の歴史的経緯 113

ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟における熊本地方裁判所の判断 (抜粋)

第3章 資料

関係資料 123

1 ハンセン病療養所の現状

2 全国のハンセン病患者数の推移 (各年末現在)

124 125

- 3 全国のハンセン病療養所入所者数（平成15年5月1日現在）
- 4 兵庫県出身者の状況
- 5 ハンセン病関連の主な年表
- 6 ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話
- 7 ハンセン病問題に関する決議（衆議院・参議院）
- 8 兵庫県知事の謝罪メッセージ
- 9 国の事業
- 10 兵庫県の事業

関連新聞記事 133

ハンセン病関係法令 155

- 癩予防ニ関スル件（明治40年法律第11号）
- 癩豫防法（昭和6年法律第58号）
- らい予防法（昭和28年法律第214号）
- らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）

兵庫県出身者が入所している療養所の概況 165

編集後記 170

ハンセン病記録集編集会議構成員名簿 171

兵庫県では、平成13年6月に入所者・退所者やご家族に心からおわび申し上げるとともに、ハンセン病に対する偏見を払拭し、すべての人の人権が保障され、心豊かに生きていける社会の実現に向けて、一層努力して行くことを謝罪メッセージとして発表しました。

この記録集は、このような人権侵害が二度と繰り返されないよう、ハンセン病患者やそのご家族が受けられた様々な苦痛と苦難を記録して後世に伝えるとともに、ハンセン病に対する県民の理解を深め、ハンセン病に対する偏見・差別を取り除き、ハンセン病患者やそのご家族の尊厳と名誉を回復するため作成しました。

■ 記録集の概要 ■

本記録集は、「第1章 入所者・退所者及び家族からの聞き取り」、「第2章 ハンセン病問題の歴史的経緯」、「第3章 資料」の3章で構成しています。

第1章 入所者・退所者

及び家族からの聞き取り

国立ハンセン病療養所入所者の平均年齢は平成15年5月1日現在で76・0歳、私立を含む全国ハンセン病療養所の入所者数は3、758人となっています。全国の療養所入所者数は高齢化に伴い年々減少しており、10年前と比較すると2、284人も減少しています。

平成8年3月に「らい予防法」が廃止されてからは療養所を自由に退所することができるようになり、平成14年4月からは国が療養所退所者に給与金を支給する制度を創設するなど退所者への支援策が強化されましたが、療養所を退所する方は少なく、多くの方々は未だに療養所での生活を続けられています。

県では、平成15年11月～平成16年2月にかけてハンセン病療養所の入所者、退所者の方々やご家族で、ご協力いただける方に本記録集作成のための聞き取りを行いました。

そのうち、入所者については、各療養所の兵庫県人会のご協力を得て20名の方から聞き取りを行いました。なお、聞き取りの際に同席していただいた県人会員の妻（入所者）2名についても、お話を聞かせていただきました。

また、退所者については、兵庫県として住所等を把握していないため「関西退所者友の会」のご協力を得て、5名の方から聞き取りを行いました。

そのほか、入所者の家族については、県出身者が入所する療養所7カ所の兵庫県人会員一人ひとりに文書をお送りし、ご家族でご協力いただける方を探した結果、1名から聞き取りを行うことができました。

なお、この章では、実際に協力していただいた方の声が反映されるよう、聞き取りの内容をできるだけそのまま文章化するよう心掛けました。

第2章 ハンセン病問題の歴史的経緯

ハンセン病患者の隔離政策については、明治40年に法律第11号「癩予防ニ関スル件」が制定されてから、

平成8年3月に「らい予防法」が廃止されるまでの約90年間継続されてきました。その間のハンセン病問題の歴史的な経緯、社会背景などについて、ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟における熊本地方裁判所の判決文の中から抜粋して掲載しました。

第3章 資料

関連資料として、①療養所の現状や入所者の推移等の「関係資料」、②無らい県運動や強制収容が盛んに行われていた昭和初期から中期及び最近の関連新聞記事等、③癩予防ニ関スル件等の「ハンセン病関係法令」を掲載しています。